

# 第 12 回 農業委員会総会 会議録

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 1 開 会                             | 1 |
| 2 議 題                             | 1 |
| (1)議事録署名委員の決定について                 | 1 |
| (2)農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について | 1 |
| 議案第1号                             | 2 |
| (3)農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について | 3 |
| 議案第2号                             | 3 |
| (4)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について | 4 |
| 議案第3号                             | 4 |
| 議案第4号、議案第5号                       | 5 |
| (5)非農地証明について                      | 5 |
| 議案第6号                             | 5 |
| 議案第7号                             | 6 |
| (6)農用地利用集積計画に係る意見決定について           | 7 |
| その他                               | 8 |
| 3 閉 会                             | 8 |

## ○ 出席者

|    |     |        |     |       |  |
|----|-----|--------|-----|-------|--|
| 会長 | 15番 | 渡邊 浩正  |     |       |  |
| 会員 | 1番  | 関 光博   | 2番  | 揚石 明  |  |
|    | 3番  | 佐藤 栄一  | 6番  | 福田 一紀 |  |
|    | 7番  | 中山 敏克  | 8番  | 大野 文子 |  |
|    | 9番  | 桑原 雅子  | 10番 | 塚原 信一 |  |
|    | 11番 | 町野 位夫  | 12番 | 渡辺 正明 |  |
|    | 13番 | 手塚 みち子 | 14番 | 石塚 英好 |  |

日 時 令和6年5月20日(月)16時00分  
場 所 第一委員会室

## 1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 本総会の出席議員数は13名となり、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。それではただいまから第12回農業委員会総会を開催いたします。（16：00）

議事に入る前に、第11回農業委員会総会、議案第3号について報告があります。

矢板市玉田地域で堆肥舎、資材置き場として転用する件について、前回申請を却下しました。その旨を申請者に連絡したところ、更地にして再度申請すると返答がありました。以上となります。

## 2 議 題

### (1) 議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

それでは議長より指名いたします。10 番塚原 信一委員 11 番町野 位夫委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

ありがとうございます。

### (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(2)、農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について、議題に供します。

## 議案第 1 号

---

○議長 まず、議案第 1 号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班 1 班 班長、14 番 石塚 英好委員にお願いいたします。

○石塚 英好委員 本日、午前 9 時から、委員 4 名、事務局 2 名の計 6 名で、農地法第 3 条 2 件、同法第 5 条 2 件、計 4 件の現地調査を実施いたしました。

詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に、議案第 1 号の現地調査の詳細な報告を、12 番渡辺 正明委員にお願いいたします。

○渡辺 正明委員（申請地位置説明）

畦畔などがなくて 1 枚の水田になっており、譲受人が以前から作付されているものと見て参りました。

田植えもすでに、終了しておりまして、贈与という形で問題ないというふうに見て参りましたが、委員の皆様の慎重なる審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 1 号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一委員 私はこの件について代理人のため、退室した方がよいかと。

○議長 では、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により、佐藤 栄一委員の退出を求めます。

(佐藤 栄一委員退出)

○議長 では、議案第1号について、原案の通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第1号が終了しましたので、佐藤 栄一委員の入室を求めます。

(佐藤 栄一委員入室)

### (3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について、議題に供します。

#### 議案第2号

○議長 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第2号の現地調査の詳細な報告を、7番 中山 敏克委員にお願いします。

○中山 敏克委員 (申請地位置説明)

以前家が建っていましたが、火災で焼失し、今は更地になってます。ここに家を建てるために申請したということです。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第2号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一委員 農地区分は第二種農地としてよろしいですか。

○事務局長 ここは第一種農地ではないので、第二種農地になります。

○議長 他にないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

---

(4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

---

○議長 付議事件(4) 農地法第5条の規定による許可処分後の変更に係る処分決定について、議題に供します。

議案第3号

---

○議長 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第3号の現地調査の詳細な報告を、12番 渡辺 正明委員にお願いします。

○渡辺 正明委員 (申請地位置説明)

現地の地目は田となっていますが、周辺はすべて住宅地に囲まれており、住宅の建築について、問題ないと見て参りました。また、現地の手前には出入りする道路が整備されていました。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第3号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一委員 現地の接道について、建築基準法の何号に該当しますか。

○事務局長 建築基準法第42条1項の5号道路になります。

○議長 他にないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

#### 議案第4号、議案第5号

---

○議長 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を、9番、桑原 雅子委員にお願いします。

○桑原 雅子委員（申請地位置説明）

現地について、住宅に囲まれており、住宅の建築について問題ないと見て参りました。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第4号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一委員 今回の議案第4号と第5号について、隣接している土地で別々にした理由は何かありますか。

○事務局長 譲渡人、譲受人ともに一致しており、転用理由も同じであるため、分ける理由はなく、1つの案件にまとめられるものと判断できます。この度はこの件について指導させていただきます。誠に申し訳ございません。

○議長 では、議案第4号と議案第5号について、同じ内容ですので、共に原案のとおり採決してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

#### （5）非農地証明について

---

○議長 付議事件(5) 非農地証明について、議題に供します。

#### 議案第6号

---

○議長 次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明） 申請事由は昭和41年ごろから宅地として利用されて

いるためとのことです。

○議長 事務局の説明がおわりました。

○議長 次に、議案第6号の現地調査の詳細な報告を、7番 中山 敏克委員  
にお願いします。

○中山 敏克委員 場所は議案第2号と同じ場所にありますので、詳細について省略します。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第6号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 ごございませんか。ないようでしたら、これより採決いたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

#### 議案第7号

---

○議長 次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

○事務局長(事務局説明) 申請事由は、昭和63年頃から宅地として利用されているためとのことです。

○議長 次に議案第7号の現地調査の詳細な報告を、14番、石塚 英好委員に  
お願いします。

○石塚 英好委員 (申請地位置説明)

現地は申請事由にとおり、昭和63年ごろから車庫や農具置き場として、利用されています。

また、現所有者は数年前に親から相続し、その時点で36年も宅地として利用していることを踏まえ、非農用地承知について差し支えないとを見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

○佐藤 栄一委員 農地区分が農業振興地域に入っているのであれば、まずは

除外してから申請すべきかと思います。

○事務局長 登記簿を確認したところ、土地改良法による換地処分を平成2年受けているので、農業振興地域に入っています。そのため、除外の手続きをして進めてから申請するようになります。

○議長 それでは議案第7号につきましては、見送ることとし、除外申請を行ってから再度審議することとしますが、よろしいですか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、今回は見送ることとします。

(6)農用地利用集積計画に係る意見決定について

---

○議長 議案第8号から第15号について、関係する委員がございませんので一括で審議してよろしいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案第8号から第15号までについて、事務局の説明を求めます。

○事務局長 (事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第8号から第15号までについて、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一委員 議案第12号について番地が328-1-1ということは正しいのか確認したい。固定資産税軽減するために、枝番を付けている場合、もしくは記入誤りではないか。

○事務局長 課税上は328-1-1、328-1-2と分筆されていますので、記載内容に誤りはありません。

○議長 他に意見はありませんか。ないようですので、これより採決いたします。議案第8号から第15号までについて、原案通り決定してよろしいか、お諮り

をいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

○議長 以上で本日の審議事項を終了することができました。

その他

---

○議長 その他の事項について事務局の説明をお願いします。

- ・令和6年度農業経営科田植え実習指導依頼について
- ・クールビズの実施について

---

### 3 閉 会

---

○議長 以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

令和6年5月20日

議長

渡邊 浩正

議事録署名員

町野 位夫

議事録署名員

塚原 信一

